

「第3次長野県子ども読書活動推進計画（案）」へのご意見の概要と県教育委員会の考え方

実施期間：平成26年12月25日～平成27年1月23日

意見提出者数：8名

意見件数：20件

お寄せいただいたご意見の概要と県教育委員会の考え方は以下のとおりです。

項目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
Ⅲ, 1, 重点的取組ほか	<p>「公立図書館及び学校図書館の司書と司書教諭の研修の充実」の記載をはじめ「学校司書」の記載の取扱いについて再考願いたい。学校図書館の司書＝学校司書ではない。学校図書館法で明記されたのは「学校司書」であるので、「学校司書」に重点を置いた記載にしてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「公立図書館の司書や司書教諭及び学校司書の研修の充実」といった記載に変更するとともに、「学校図書館の司書」という記載になっている部分について「学校司書」に修正しました。</p>
Ⅳ, 1, 家庭・地域・学校等における取組の推進	<p>長野県内の図書館や学校、家庭においても、電子書籍が普及しているが、「電子書籍リーダーやiPadなど様々な媒体による読書機会の充実と支援」を盛り込んでほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、Ⅳ, 1, の「(2) 地域における読書活動」の「①公立図書館等の取組」に、「電子書籍リーダーなどICTを活用した読書活動の支援を検討する。」を追記しました。学校における電子書籍など様々な媒体に対応した読書活動の支援については、それぞれの学校の設置者において、学校全体の情報教育を推進する上で検討されるべき重要課題であると認識しております。</p>
Ⅳ, 1, (1) 家庭における読書活動	<p>③セカンドブック・サードブック事業について</p> <p>「県」として「推進」とは、具体的に何をもちこの言葉とするのか教えてほしい。ブックスタート事業を支えるボランティアの、自主的な組織作り等への支援があるといい。</p>	<p>セカンドブック・サードブック事業の主体は市町村となりますので、「市町村等が実施する」を追記しました。今後は各市町村に対し本計画の内容について周知してまいります。</p>
Ⅳ, 1, (3) 学校等における読書活動	<p>「学校図書館は～『学習情報センター』としての機能を果たしています。」とあるが、正確には「学習センター」と「情報センター」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり「『学習・情報センター』としての機能」と修正しました。</p>
	<p>学校図書館について「心の居場所」と明記したことはとても良いと思う。しかし、学校司書に求められるものは、本の知識・図書館学・教諭の資格に心理カウンセラーの資格等厳しくなるのではないかな。まずは、正規職員として学校司書が雇用されるよう、現場の声を聞いて取り組んでほしい。</p>	<p>子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書の役割は重要であり、計画の重点的取組として「公立図書館の司書や司書教諭及び学校司書の研修の充実」を掲げています。また、学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。</p>

項 目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
IV, 1, (3) 学校等における読書活動	司書教諭の数が増えるよう、学校は、国等が行う司書教諭養成講座への積極的参加を職員に呼びかけてほしい。	子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書の役割は重要であり、計画の重点的取組として「公立図書館の司書や司書教諭及び学校司書の研修の充実」を掲げています。 学校に対して本計画を説明する中で、司書教諭の研修会への積極的な参加を働きかけてまいります。なお、長野県における司書教諭の配置は、12学級以上の小・中・高等学校では100%となっています。
	自主学習との兼ね合いで朝読書の時間が減っている。読書時間の確保を考えてほしい。	小・中学校での、児童・生徒が読書に親しむ態度の育成や読書習慣の定着を図ることは、重要な取組と考えており、学校に対して本計画を説明する中で、読書時間の確保についても周知してまいります。
	図書費の増額を希望する。 本に親しむためには、本が必要。小学校の6年間は長く、絵本・児童書・学習資料・図鑑等多くの本のジャンルが必要になる。 また、年齢に合わせると同じテーマでも数冊は必要になる。児童・生徒数が少ないから、学級数が少ないから予算が少なくてよいという単純なものではない。	学校図書館における資料については、量だけでなく質の充実を図ることも重要であると考えており、IV, 1, 「(3) 学校等における読書活動」の「⑤子どもの読書環境の整備・充実」の具体的取組として「学校図書館における図書資料の充実」について記載しております。 市町村や学校に対しては、「学校図書館図書標準」を目指した図書資料の整備や図書資料の質の充実が図られるよう周知してまいります。
	学校図書館のIT化は、活字離れの助長ではなく、むしろ教育課程と学校図書館を結ぶツールとして活用できる。また、紙とウェブの両方の資料を活用することで、より幅広い調べ学習ができる。 学校図書館へのWi-Fiとタブレットの設置をお願いしたい。 併せて、学校司書へのIT講習会を実施してほしい。	学校図書館のIT化については、活用の仕方によっては、子どもの読書活動の推進に効果的であると考えますが、それぞれの学校の設置者において、学校全体の情報教育を推進する上で検討されるべき重要課題であると認識しております。 学校司書のICTに関する研修に関するご意見については、県立長野図書館や長野県図書館協会が実施する研修の検討の際に参考とさせていただきます。
	学校図書館の電算化をお願いしたい。 電算化することで、予約の対応や延滞の請求が速やかになる。紛失防止にもつながり、児童・生徒へのサービス向上につながる。	児童・生徒の学校図書館の利用向上につながるよう、IV, 1, 「(3) 学校等における読書活動」の「⑤子どもの読書環境の整備・充実」の具体的取組として「学校図書館の情報化の充実」を掲げています。
	「特別支援学校」ではなく、「支援学級」が増えているのが現状であり、学校司書に研修が必要。 「特別支援学校」の図書館の現状を理解していただいているのか。	ご意見については、県立長野図書館が実施する「バリアフリーサービス研修」や長野県図書館協会が実施する研修の検討の際に参考とさせていただきます。 特別支援学校の図書館の整備状況は充分であるとは言えません。必要とする支援の状態に応じた学校図書館機能の充実を図ってまいります。

項 目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
IV, 1, (3) 学校等における読書活動	<p>「長野県聴覚障がい者情報センター」について、計画案の標記が間違っている。</p> <p>センターの充実を図るなら現場へ出向いて意見を聞き、障がい者の方々や職員への対応を検討すべきではないか。センターと地域との交流も考えて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、標記につきましては訂正させていただきました。</p> <p>「長野県聴覚障がい者情報センター」の運営のご意見につきましては、所管する健康福祉部障がい者支援課にお伝えします。</p>
	<p>学校図書館が「読書センター」及び「学習・情報センター」の機能を果たすためには、学校司書の役割はますます重要になり、その力量アップは欠かせない。研修の充実をお願いしたい。</p>	<p>子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書の役割は重要であり、計画の重点的取組として「公立図書館の司書や司書教諭及び学校司書の研修の充実」を掲げています。</p>
	<p>読書ボランティアによる単発的な読み聞かせだけでは、個々に読む力をつけることにつなげるのは難しい。学級担任の理解と協力が必要。</p>	<p>子どもの読書活動を推進するためには、学級担任の理解と協力は重要であると考えており、IV, 1, 「(3) 学校等における読書活動」の「⑤子どもの読書環境の整備・充実」の具体的取組として「学校関係者の意識向上」を掲げています。</p>
	<p>人的配置の推進について</p> <p>学校司書は学校図書館法の改正により、学校の職員として位置付けられることとなったが、高い専門性を有し、またはそれを求められているにもかかわらず、その実態は短時間低賃金での勤務が現状である。配置促進は当然だが、併せて司書が誇りを持って学校図書館に勤務できる労働条件の改善を明記してほしい。</p>	<p>学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。</p>
	<p>学校司書の雇用について</p> <p>児童・生徒の読書活動推進のために、司書資格を有する人の配置の推進をお願いしたい。さらに、学校司書の守備範囲の広さを考慮した場合、司書資格と教員資格を合わせ持つ人の配置を推進してほしい。</p>	<p>学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。</p>
	<p>学校司書の雇用を安定させてほしい。</p> <p>資格の有無にかかわらず、最低賃金（時給800円程度）での雇用自治体が多い。学校司書の継続的雇用の保障と賃金の保障は、学校司書の資質向上につながり、ひいては児童・生徒の読書活動推進につながる。</p>	<p>学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。</p>

項 目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
IV, 1, (3) 学校等における読書活動	<p>司書教諭の活用について 12学級以上の学校に司書教諭が配置されている。しかし、実際に司書教諭としての活動ができている学校は少ない。授業時間の軽減により読書活動推進にあてる時間の確保、資質向上、学校司書との協同ができるようにしてほしい。</p>	<p>子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書の役割は重要であると考え、IV, 1, 「(3) 学校等における読書活動」の「⑤子どもの読書環境の整備・充実」の具体的取組として「司書教諭・学校司書等への職員の協力体制や校務分掌上の配慮等の工夫」を掲げています。</p>
IV, 2, (3) ブックリスト等の発行による普及啓発	<p>県立長野図書館が作成するブックリストについて、「年齢別おすすめブックリスト」「年齢に合わせたブックリスト」「定期的な発行」等、もう少し具体的な記載をしてもらえるとありがたい。県で毎年ブックリストを作成してもらうと学校図書館や市町村立図書館は大変参考になる。</p>	<p>ご意見については、今後のブックリスト作成の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
その他	<p>学校司書の配置 公共図書館の館長の資格義務付け (小さい自治体は特に) きちんとした取り決めをしてほしい。</p>	<p>公立図書館の館長の資格や学校司書の配置については、それぞれの地域の図書館や学校の設置者において、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」、「学校図書館法(昭和28年法律第185号)」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。</p>